記念品の贈呈について

組合員の世帯が１年間健康に過ごされた場合に、記念品を贈呈します。

・対象期間　令和６年度の１年間（令和６年４月１日から令和７年３月３１日）

・対 象 者　被保険者が１年間に一度も医療機関に受診等をしなかった被保険者が対象となります。
ただし、保険料滞納者がいる世帯は対象外とします。

・表彰内容　被保険者ひとりにつき記念品を贈呈します。

・送付時期　１０月頃を予定しています。

高齢者表彰の記念品の贈呈について

後期高齢者組合員の方で、80 歳・90 歳・100 歳になられた場合に、記念品を贈呈します。

・対 象 者　８０歳：昭和１９年１２月１日生から昭和２０年１１月３０日生の後期高齢者組合員
９０歳：昭和９年１２月１日生から昭和１０年１１月３０日生の後期高齢者組合員

・条　　件　令和７年１１月３０日時点で後期高齢者組合員であること。

・送付時期　１２月頃を予定しております。

１００歳のお誕生日を迎えられた方は、その都度記念品を贈呈いたします。